

Title	弾正台と行政監察
Sub Title	Danjōdai and administrative inspection in modern Japan
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.3 (1999. 3) ,p.1- 29
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990328-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

弾正台と行政監察

笠原英彦

- 一、はじめに
- 二、弾正台の設置とその機能
- 三、弾正台の行政監察と海江田信義
- 四、止刑事件の処理過程と行政監察
- 五、結び

一、はじめに

明治初年の弾正台については、これまでその機構、組織の発展過程や人的構成、政治的性格について、監察司以降の制度の変遷や、いわゆる粟田口止刑事件の考察を通じて少なからず検討が加えられてきた。しかし、「弾例」等に規定された弾正台の強大な行政監察権の内容、およびその行使の実態については未だ必ずしも十分な検討がなされてきたとはいえない難いであろう。また、弾正台の政治的性格については、従来ともすると守旧的、強硬

的といった一面的理解が示されてきたように思われる。

そこで本稿では、国立公文書館所蔵『公文録』、「彈正台雜則」、「彈説」そして「彈例目」などを今一度検討し、彈正台の行政監察権の範圍と性格を明らかにするとともに、国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』などの關係資料をできる限り涉獵して、かかる行政監察権行使の実態を把握し、彈正台の行政監察がもつ問題点を指摘してみたいと考える。

それと同時に、改めて栗田口止刑事件に再検討を加え、京都支台の特異な政治的姿勢や薩長間の対立という視点から海江田信義ら京都支台の事件への対応を捉えようとする従前の研究に批判を加え、行政監察という観点から新たな見解を提示することにした。

二、彈正台の設置とその機能

明治二年五月二十二日、刑法官監察司の職務を引き継ぎ、彈正台が創設された⁽¹⁾。これにより、従前刑法官が所管した行政監察権は彈正台においてさらに整備、擴張されることになり、新設の刑部省からは切り離されることになった⁽²⁾。

同年五月十一日付大久保利通宛海江田信義書簡に、「いつれ何事も未前ニ其事と不知る候而は大尾を能くする事不能彈正台ニ準し候監察官速ニ御召立相成候様いたし度⁽³⁾」とみえるように、すでに刑部省の新設に伴い監察司を改組、発展させようとする意向が刑法官内部に存在したのである⁽⁴⁾。板垣氏によれば、これはすでに刑法官内部に存在した佐々木派と海江田派との対立が、同年五月十五日、佐々木の副知事就任により、形勢が佐々木派優位に傾いたのに対抗して、海江田らが彈正台の創設を政府首脳に迫るといった背景の下に進められたとされる⁽⁵⁾。

彈正台は明治二年七月頃までには、官制、職制、台則、掲令といった基本的設置規定及び諸規範を整備してゆき、⁽⁶⁾同月二十七日には京都にも留守官として支台を設けることになる。『公文録』己巳、「彈正台雜則」にみえる「開台起源」によれば、同日留守官員が京都に差し向けられ、出張台が設置された。同日付の布達には、「京都府留守官員差登セ可申事、但京都府申合非違ヲ可彈事」とし、さらに「京都府戮力非違ヲ彈スル事」と重ねて京都府との協力關係を強調し、同様の主旨を直ちに京都府參事にも達している。⁽⁷⁾

また、同年八月二日には、彈正台より弁官に対し、「彈正台東西管轄并大忠大少巡察京師詰左ノ通取極候」旨の届け出がなされた。⁽⁸⁾これにより、三河以東加州以北蝦夷地までを東京本台の管轄とし、尾州以西越前以南九州までを西京出張（京都支台）の管轄とすることが決められた。そして、「大忠一人当十月ヨリ五箇月京都詰交代番ノ事」、あるいは「大少巡察一人宛毎月東西上下氣脈相通候事」とし、本台と支台との意思疎通には特段の配慮が施された。こうした東西の連携は、その後も折に触れ課題として提起された。⁽⁹⁾

そして、明治二年九月八日には、彈正台の権限、糾弾、巡察の対象や方法に関する二十二箇条からなる「彈例」が制定された。⁽¹⁰⁾彈正台の奏彈対象としては、「親王及諸司ノ奏任非職ノ五位以上ノ犯解官以上及判任以下庶人ノ父母ヲ毆テ判逆ニ連累スルモノ」とし、そのほかは刑部省に移送するとした。諸司、府藩県との關係については、「判任以下ノ解官以上ハ台ニ於テ糾弾シ自余ノ犯ハ本司及府藩県ノ司ヲ召シテ糾弾ス」、また「市井庶人ノ非違ハ巡察視ル所ヲ審ニシ是ヲ府官ニ移シテ糾サシム」としたが、「本司及ヒ府藩県ノ司ハ判官以上ヲ召ス可シ」との配慮が加えられている。

とりわけ問題を生じた刑部省との關係については、「応須糾劾シテ犯罪未タ其実ヲ審ニセス抛状ヲ勘問ス可キハ刑部省ニ移シテ推拷セシメ、委ニ事由ヲ知テ事大（解官以上）ナラハ奏彈ス。又罪条既ニ明著ニシテ勘問ニ及ハス或ハ告密ニ涉リ事急卒ニ出ルモノ等ハ直ニ刑部省ニ告テ捕縛セシメ其推拷セシムルノ時解官以上ノ罪ハ大忠

以下一人省ニ臨テ是ヲ聴ク。又台ヨリ兇スルノ罪ニアラスト雖トモ、大獄ニハ大忠以下監臨スルコト既ニ布令アルカ如シ」と定められた。⁽¹¹⁾ 解官以上の重大事件の奏弾が規定されたほか、犯人の「捕縛」及び「推拷」を刑部省が行い、彈正台が解官以上の重罪について「監臨」する権限が法定されている。

死罪についてはさらに一条が設けられ、「刑部省死囚ヲ決セハ断按ヲ台ニ移ス可シ。若冤枉灼然タルアラハ決ヲ停メテ奏聞ス。又死罪既ニ奉報スト雖トモ猶冤枉ヲ訴シテ事可疑アラハ推覆シテ以状奏聞ス可シ」とした。このことから、死罪については刑部省は事実上専決権を有せず、彈正台が絶えず推覆する権限を有し、奏聞して判決を覆す可能性をつねに秘めていたことになる。それは「既ニ奉報」した場合として可能であった。冤枉による断罪の回避が目的であったにせよ、刑部省に対する彈正台の監察には強固な法的裏付けが存在したことになろう。⁽¹²⁾

後述する粟田口止刑事件では、京都支台の措置が著しく強硬であり、一定の政治的志向が指摘されている。しかし、止刑の手法がいささか唐突であったものの、⁽¹³⁾ 彈正台の主張にまったく法的根拠がなかったわけではない。一言にしていえば、守旧的とされる彈正台の政治的姿勢だけから同事件を評価するのは適当ではないであろう。

また、彈正台の具備する行政監察権について、彈例は「官司枉判」や政事の怠慢に対する糾弾を挙げるとともに、「官人ノ害政及ヒ抑屈ヲ告ル書ハ弁官、右大臣ニ上リ、後台ニ受テ其所訴ヲ按察シ、理当ハ奏聞シ、不当理ハ之ヲ彈シテ刑部ニ移ス」と規定した。⁽¹⁴⁾ そして、注目すべきは、「奏聞ハ太政官ヲ歴スシテ直ニ奏聞ス」とした点である。⁽¹⁵⁾ 律令における彈正台は本来、天皇の耳目として非違の糾弾にあたる職であるが、ここではそうした台の位置づけが改めて確認されている。

但し、糾弾の対象には限定が付けられた。すなわち、「親王及ヒ參議以上ノ罪ヲ糾劾ス可シハ時宜ニ從テ制ヲ立ツ可シ」とし、また「參議以上ハ尹弼在ルニアラサレハ彈スルヲ得ス」とされた。⁽¹⁶⁾ これは、古代日本の彈正台が唐の御史台ほど強力な糾察権をもたなかったことと類似していると言えよう。⁽¹⁷⁾ もっとも、彈例の規定する彈正

台の糾察権は当時強力と認識され、刑部省をはじめ他省庁より直ちに異議が差し挟まれた⁽¹⁸⁾。

これと同時に重視されたのが彈正台による巡察である。すでに彈正台には、明治二年六月に巡察属が設置され、⁽¹⁹⁾ 台員による宮中、府中、城中、市中等の巡察が布達されていた。また、七月には巡察に關する例則も制定された。彈例では、「非常巡察ヲ藩県ニ発シ政事ヲ覆問シ非違ヲ糾彈ス可キハ詔使ノ例ニ准ス可シ」と規定された。如何に巡察による非違の糾弾が重く位置づけられたかが知られよう。⁽²⁰⁾ 設置以来の諸規定を概観してみると、彈例によって彈正台の権限が格段に強化されたことがわかる。

同年十一月、彈正台はさらに彈正巡察の徹底をはかるため、「隱密使ヲ間断ナク四方ニ出シ府藩県ノ情実ヲ探索セシメ得ル所ノ情審ニ監督」すべく、「大巡察奉勅糾彈專任ノ權」の獲得に乗り出した。これに対して、太政官は「彈正台ハ乃天子ノ耳目彈正巡察ハ彈正台ノ耳目ト心得ヘキ事」とし、大巡察が隱密使として出張することを許すとともに、府藩県における重大事件については、「其時宜ニ依リ大少忠出張ノ事モ可有之糾彈專任ノ權モ時宜ニ依ヘキ事」と極めて柔軟な対応をみせた。これにより、彈正台による巡察及び糾弾にかかわる権限はさらに拡大されることになった。⁽²¹⁾

もつとも、政府は彈正台にのみ特権を認め超然たる地位を賦与したわけではない。「彈説」にみえるように、彈正台は刑部省と連携して、「其職ヲ尽シテ風俗肅清」にあたるのが命じられ、「故ニ彈台ハ非違ヲ糾正シ其推拷ニ至テハ之ヲ刑部ニ移ス。是彈台刑部ノ別アル所以ナリ」とされた。

巡察についても、「夫巡察ヲ四方ニ出スハ其政治ノ得失ヲ視察シ上下ノ情ヲシテ通暢セシムル所以ナリ」と「彈説」にみえるように、その目的はあくまで施政の方針が各地に的確に伝えられ、徹底されているか否かを確認することにあつた。⁽²²⁾

とはいえ、上述の如く彈正台に対して強力な糾察権が賦与され、重大な事案については「詔使ノ例ニ准ス」、

あるいは「奉勅糾弾専任ノ権」等が認められ、また「糾弾専任ノ権モ時宜ニ依ヘキ事」として、台員の大幅な裁量権が認められている点は注目に値する。もちろん弾例には、「彈正私ヲ挾テ事実ナラサルモノヲ彈セハ反座ノ法ニ准ス可シ」とし、「尹若シ犯ス事アラハ弼以下忠以上共ニ談判シテ奏彈ス。其台中ノ官人非違アラバ各相彈ス」との規定も設けられているが、非違糾弾の名目の下に恣意的な強権発動の可能性が十分に抑止されていたかといえ、必ずしも十全ではなかったとみられる。

「台喚三度ニシテ參セス并ニ勘事ヲ弁申セサルモノハ罪ニ処ス可シ」とする一方、「朝議法律ニ関スルモノハ彈正悉ク預知ルヘシ」と規定するなど、彈正台が弾例により政府より賦与された職権は余りに大きく、その濫用の可能性は否定できなかつた。⁽²³⁾

(1) 刑法官は明治元年閏四月二十一日に設置された。同年七月に捕亡司が設けられ、監察、鞫獄及び捕亡の三司が隸属した。『法規分類大全』官職門五からは、同年十月、監察司に副知事と御用掛、小監察が置かれたこと、さらに同年十二月、探索方として翌二年一月に筆生が設けられたことが知られる。板垣哲夫「彈正台(明治2・5〜4・7)における政治動向」(『日本歴史』第三五六号)によれば、明治二年に入り、佐々木高行と海江田信義がともに判事として顔を揃え、官員の増加とともに派閥形成が進み、いわゆる佐々木派と海江田派の対立が顕在化することになる。このうち京都を拠点とする海江田派が、刑部省の設置構想を契機に、彈正台創設へと動くことになる。

(2) 菊山正明『明治国家の形成と司法制度』御茶の水書房、平成五年、七三頁。

(3) 明治二年五月十一日付大久保利通宛海江田信義書簡、『大久保利通関係文書』第二卷、一一四頁。

(4) 彈正台の設置に伴い東京にある刑法官監察司は廃止されたが、西京監察司については当面「追テ御沙汰有之候迄可為是迄通事」とされ、引き続きその職務を遂行することとなった。明治二年五月二十八日付「西京刑法官ヨリ東京刑法官へ問合」には、「會計官へ御沙汰ニ相成候御規則中第七ヶ條日官中要務刑法官監察司ノ監察ヲ受ヘシ右ハ何等ノ儀監察致シ候事ニ候哉或ハ御造宮并御普請等ノ総テ大ナル事件有之節致監察候テ宜候哉」とみえ、監察を継続しようとする意思が確認される。

- (5) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』補十二、には「海江田、川田其他三四名連名ニテ建言之由」とする。「己六月」付の建言書がみえ、そこには「擊劔ハ皇国人々勇武ノ資稟適シ万国ニ卓絶セル妙技ナリ」、「皇国ノ服制ヲ守ルヘキコレ其当然ナリ」、あるいは「佩刀ハ皇国人々ノ重ンスル処」などみえ、少なくとも海江田らが尊皇思想を抱いていたことはわかるが、直ちに「守旧的」ないしは「攘夷主義的」といえるかどうかは疑問なしとしない(板垣前掲論文、九六頁—九八頁)。
- (6) 同年七月十日付布達によれば、弾正台には、「諸省待詔院集議院東京府等時々大少ノ忠大少巡察等巡察可致事」、「刑法大獄有之候節弾正台立会可致事」など広範な監臨巡察の権限が認められた。
- (7) 国立公文書館所蔵『公文録』己己、「弾正台職制雜則」。
- (8) 『法規分類大全』官職門五、明治二年八月二日付「弾正台ヨリ弁官へ届」。
- (9) 明治三年六月十八日付「出張弾正台ヨリ彈正本台へ伺」には、「東西交代不致候テハ彼此ノ間氣脈貫通致兼候ニ付大巡察以上ハ五箇月詰ヲ以一月或ハ兩月ヲ隔漸次ニ交代致候様預御僉議度」とみえる。かかる伺が出されることか
らして、東西、すなわち本台、支台の意思疎通が円滑さを欠いていたことがわかる。そうした事態が粟田口止刑事件を生み出す素地を提供していたものと考えられる。
- (10) 『公文録』己己、「弾正台職制雜則」。弾正台は同年八月八日に全二十二箇条を草して天裁を仰ぎ、翌月八日太政官の布達をもって公布された。
- (11) 律令に規定された弾正台は本来「科断之官」ではないから、「不限有位無位、皆不須得推擢也」(令義解)とされた。「有犯心須糾劾。而未審実者、並抛状勘問。不須推擢。委知事由。事大者、奏彈」とする公式令奏彈式条の規定がここでも下地とされている。それは「彈例」に「犯罪発覚スル所ヲ論セス杖罪以下ト雖ドモ科断ハ一々刑部省ニ附スヘシ」とみえることからわかる。職事の場合に限られるが、「事大」は解官以上とする規定も依然として踏襲されている。
- (12) 『公文録』己己、「弾正台職制雜則」。
- (13) 刑場で小笠原巡察属が突如刑の執行中止を申し入れた(『日本政治裁判史録(明治・前)』第一法規、昭和五五年、一一三頁)。
- (14) 府藩県の場合には、当理は本司へ、不当理は刑部省に移すか、あるいは本司で糾正するかは時宜により斟酌する

と規定された（「弾例目」）。

(15) 『公文録』、「弾例目」には同様に、「奏彈ハ天子ニ奏シテ彈スルナリ。台ノ重事タリ太政官ニ達シ彈スルノ謂ニ非ラス」とみえる。

(16) 『公文録』己己、「彈正台職制雜則」。

(17) 拙稿「律令政治と彈正台——奈良朝を中心として——」『法学研究』第六一卷第五号、参照。

(18) 『法規分類大全』官職門五等参照。

(19) (20) 『公文録』己己、「巡察規則」に詳しい。明治初期の彈正台においては、官省の得失や怠慢、枉判を糾察する巡察機能が重視された。彈正台による巡察の詳細については次章以下に譲る。

(21) 『法規分類大全』官職門五、明治二年十一月付「彈正台伺」。

(22) 『公文録』己己、「彈説」。

(23) 『公文録』己己、「彈例」。

三、彈正台の行政監察と海江田信義

すでにふれたように、彈正台には官司の枉判、怠慢に対する糾弾権が認められ、官人の害政、抑屈を告発する文書は弁官を通じて右大臣に上申されて後、彈正台がその訴えを按察することとされていた。⁽¹⁾ 彈正台は「天子ノ耳目」とされていたから、台が訴えを「理当」とした場合は太政官を経ることなしに奏聞する権限が賦与されていた。⁽²⁾

彈正台の強力な行政監察権は各官省に及び、各省は彈正台官人による立会いの場を設定する必要に迫られた。たとえば、明治二年十月十八日の外務省上申にみえるように、外務省の場合は、同省の側からは卿、大輔、大丞らが出席し、彈正巡察ら台の官人を迎えた。⁽³⁾

だが、こうした監察は官省にとつてははなはだ煩瑣であり、しだいに行われなくなる傾向もみられた。その現れとして、同年十二月十三日付で彈正台は外務省に対し、「外国談判ノ節ハ其事柄ニ寄御規則之通当台ヨリ立会可申儀ニ候処、近頃絶テ御掛合無之有名無実之姿ニ成行甚不都合ニ候間、以来事替候談判事件ハ大小トナク具ニ御申越有之度」⁽⁴⁾ 旨を申し入れた。これに対し、外務省は翌十四日付で「談判有之其都度彈正台へ申達候儀ハ決テ難被行筋ニ御座候間、大小之事務共当省へ御委任無之一々彈正台之立会ヲ受談判可仕御規則ニ候ハハ、台ノ役員当省へ日々出仕候様為仕度儀ニ御座候」⁽⁵⁾ と応じた。

外務省は当初規定に従い、彈正台の巡視を受け入れる方針であつたが、所管事項が諸外国の高官との折衝という性格上、台による立会いを嫌つた。このことは、外務省が弁官に対し行つた申立てから十分に窺い知ることができる。太政官は彈正台の職責と外務省の意向とに配慮して、なかなか指令を出せずにいたが、外務省にとつてはまさに「日々」の事務にかかわる問題だけに、日を置くことなく御沙汰の督促に及んだ。⁽⁶⁾ 確かに彈正台には行政監察の一環として巡視、立ち会ひの権限が賦与されていたが、監察を受ける側にも事務遂行上の都合があつたことも否めない。この間のバランスを如何にとるかには至難の業であり、また紛議を生じる余地を多く残していたと言わねばならない。⁽⁷⁾

かかる事情にやや詳しくふれたのは、ちょうど同じ頃、かの粟田口止刑事件が発生していたからである。刑が彈正台京都支台により停止されたのは、同年十二月二十日のことであつた。刑法官の廃止に伴い、このとき刑の執行権は京都府に移っていたが、刑の執行を知つた京都支台は死刑執行当日、刑場に小笠原巡察属を急派して、執行停止を山田少参事らに申し入れたのである。

執行当日には、京都支台から大巡察らが立ち会ひに出向くことになつた。⁽⁸⁾ 京都支台が刑の執行を停止した措置をめぐつては、当時太政官をも含め物議を醸すこととなつた。果して、彈正台のとつた措置は妥当なものであつ

たのか、関係官司、すなわち京都府、弾正台東京本台、刑部省、太政官などに多くの処分者を出した点に鑑み、今一度事件の背景とその意義を考察してみたい。

事件は明治二年九月四日にさかのぼる⁽⁹⁾。兵部大輔大村益二郎は七月下旬以来、京都三条木屋町の旅館に滞在していたが、この日夕刻、一群の攘夷派に襲撃されて深手を負い、大阪に搬送されオランダ人医師、ボードウインの治療を受けたが、そのかいなく十一月五日他界した。同事件は横井小楠につぐ政府高官の襲撃とあって、発足まもない新政府を震撼させた。

山口藩出身の団伸二郎、神代直人、太田光太郎らはそもそも新政府の欧化政策に不満であったが、とりわけ同藩出身で、フランス式軍備、徴兵制を主唱する開明派の大村を標的とし、暗殺計画を練った⁽¹⁰⁾。白河藩出身の伊藤源助、久保田藩士金輪五郎、三河藩士官和田進、越後の郷士五十嵐伊織、信州藩士関島金一郎らを参画させるとともに、「専洋風ヲ模擬シ神州之国体ヲ汚シ朝憲ヲ蔑シ漫ニ蛮夷之俗ニ変シ万民塗炭之疾苦ヲ醸成……(中略)……其罪条不勝枚挙依之天神地祇其怒ニ不被為勝手ヲ我等有志之志ニ借り加天誅」旨の斬奸状を認めていた⁽¹¹⁾。

政府はその威信をかけて探索に乗り出し、まもなく犯人は悉く捕縛された。ただ神代だけは帰藩しているところを捕えられ、山口藩によって斬刑に処せられた。山口藩は処刑について太政官に届け出ているが、神代は事件の首謀者であり、しかも死罪となると、政府への身柄引渡しが妥当であり、同藩の措置は様々な憶測をよぶことになった⁽¹²⁾。その背景は判然としないが、加害者、被害者ともに同藩出身者であることを考えると、藩と藩内攘夷派との関係を中心に隠蔽すべき事情があったものと推測される⁽¹³⁾。

同年十月二十二日、団ら容疑者は京都府に護送され、およそ一月の審理を経て、翌十一月二十二日、京都府より刑部省に対し断刑伺が出されている。審理はこのほか迅速に進められ、団以下六名は梟首、除族、関島のみは情状酌量の上除族を免れた。

すでに政府部内では朝憲を侮蔑し天威を輕侮する暴挙であるとする意見や朝廷の權威失墜を恐れ、嚴刑を求め
る声があがっていた。また一方で、度重なる高官暗殺を憂い、事件発生を防止するため世論の喚起こそ肝要であ
るとする見解も表明された。岩倉具視宛嵯峨実愛書簡に「横井事件御心配と奉存候。追々嚴重御取締り出来候由
拜承候。右暗殺下手人御処置いまだ不被為有候哉。……(中略)……國家顛要之重職たる人を私見を以斬殺候段
固刑戮を不被免は論なし。然るに当時人情を察し候に、右私見の論たるは海内猶不少哉と存候。然るに今般唯嚴
重之刑に処せられ候計に而は心得違見込違の徒彌服し申間敷却而異論を生し可申と存候。彼輩にも私怨を以て致
し候訳にも無之畢竟は見込違ながら猶憂國之情より起り候筋にも有之候間、彼罪人等へ今日世界形勢、皇國時勢
能く御示論被成下、此後心得違無之様世間へも相聞へ候様被仰聞、実に今日之勢い斯なくてはすまぬぞと被諭候
上被加刑戮罪各掲示且以後不心得無之様相響き候様被示候は、罪人も閉目死に可就又後來の激徒も実に見込違
に而法を犯し候而は不相成と真服目的を改め可申、大に人心に關係致し可申哉と存候」とみえるのは、その一例
である。『大久保利通日記』同年十一月条からは、こうした動向を受け、同事件に先立ち発生した横井小楠暗殺
事件についても政府は鋭意評議を重ねていたことがわかる。

断刑伺を受けて刑部省は、大輔佐々木高行以下数名の判事が審理にあたった⁽¹⁶⁾。ここでも大村が政府の高官であ
ることが重視されるとともに、個々の容疑者について量刑の妥当性が検討された。その結果、山口藩が半ば独断
的に処刑した神代をも含め、全員を梟首とするのが適当であるとの判断が下された⁽¹⁷⁾。京都府による断刑案が追認
されたということができよう。十二月三日、以上の如き刑部省の決定を受け、太政官は何の通り指令した⁽¹⁸⁾。

この決定を踏まえて十二月二十日、京都府による処刑が行われることになった⁽¹⁹⁾が、京都府から留守官や弾正台
京都支台に対する通告は遅れ⁽²⁰⁾、上述の通り直前になって京都支台による要請により刑の執行は停止された⁽²¹⁾。この
背景をめぐっては、これまで当時京都支台を統括した海江田の守旧的で強硬な対応や薩長間の軋轢があったとの

指摘がなされてきた。⁽²²⁾しかし、止刑事件直前に海江田と大久保との間に取り交わされた書簡にはそうした形跡は見受けられないばかりか、むしろ海江田の柔軟な態度をみてとることができるところはなく、「当今先々無事折々過激家ニも面会外夷ヲ打ヘシ杯と色々議論等承申候、然処愚存を以論シ且ハ説明を加へ候得は押切事論し候者も相少く」また「攘夷も人面之変ルカ如く面々之見込も違ひ申候」と、海江田が近時の攘夷論に冷静に接し、客観的に眺めている様子がかがえる。

海江田はまた、同月二十九日付で大久保に書簡を宛てているが、これは文面から大久保からの書簡に対する返書であることがわかる。⁽²⁴⁾「今般御忠告被成下候趣誠ニ以て難有御弁再々巻返し拜見毎々御高情厚御礼申上候、依之申開ハ不仕候得共大村云々世間申触し候始末左ニ申上仕候」とみえることから、大久保は海江田に対して大村事件につき何らかの忠告を行ったものとみられる。⁽²⁵⁾

そして文面は以下のように続いている。

一、大村難ニ逢候付海江田欣然として喜之色あり、又ハ旅宿へ行向ひ巖然として糺問ス杯と申触候由、成程尤らしく被存申候、如何となれば兼々大村と僕不心中天地之違ひありて一事件として符合不致候、其辺ヲ以人の知る処ニ御座候、大村も不運之次第ニ而氣之毒成次第ハ勿論大ニ兵部大輔ニおひて朝憲を失し色々心配事件不一方行末之処も如何哉と深く愚慮を尽し候、折柄右様取沙汰尊兄之御耳ニまて相触れ御配慮を奉掛候次第誠ニ以相濟まぬ事ニ御座候、僕心ニかかり候義は更ニ無御座候得共御沙汰之通世の中ハ能々前後勘考可仕事ニ而御理解奉敬承申候。

一、大村へ乱入之翌日大巡察又ハ小巡察等被差向当人之安否を問ひ又ハ疵処を相尋終々大事ニ御養生被成度旨申入其外即罪之面々立会見分等を濟せ夫々職分を尽し候心得ニ御座候、しかし其辺も其人ニより却而いみしく心中ニ通徹いた

し候半今更被察申候、此御地彈台を被置候而右之難事出来、彈台之成ス処言ふ処悉く諸官省ニ異リ夫故之事歎又ハ僕不短才故之事歎唯々彈台を忘きらひ候人も有之始終我身の不足を顧ミ勉励仕候事ニ御座候、又ハ彈台を目的と致し人氣之帰シ候事も不少、依之妬心を生し候人も有之奸策を回し僕を遠さけ云々色々手を尽し候御方も有之由ニ御座候
 ……

政官界への進出を後押しした大久保に対して、海江田は忌憚なく心情を吐露している。前段では、生前大村と不仲であったことから世間ではまことしやかな風聞が囁かれているが、「僕不心中天地之違ひありて一事件として符合不致候」との所見が述べられている。大村についても、大村本人に対して弔意を示すとともに事件の行く末に憂慮の念を表明している。そして、大久保の忠告に対して、「御沙汰之通世の中ハ能々前後勤考可仕」と冷静沈着な態度を示している。

後段でも、海江田は「大村へ乱入之翌日大巡察又ハ小巡察等被差向当人之安否を問ひ又ハ疵処を相尋終々大事ニ御養生被成度旨申入」と大村への配慮を示しており、ここから従来指摘されてきたような海江田の強硬な姿勢をうかがうことはできない。また、「彈台を忘きらひ候人も有之」とか、「彈台を目的と致し人氣之帰シ候事も不少、依之妬心を生し候人も有之奸策を回し僕を遠さけ云々色々手を尽し候御方も有之由ニ御座候」とあるように、自己及び彈正台に対する世間の目を冷静に受けとめている。

さらに同書簡では、「御沙汰通薩長一体合力不致候而は必ス天下は是限りニ而外ニ頼む処無之」と大久保の主張する薩長融和の必要性に賛意を表している。「長之既往を不咎前後勤考万事相慎候様之御理解も深奉受兼々被仰聞候事件も御座候は此末猶又入念口を相守貴意貫通仕候様可仕候間何卒御安堵被下度奉願候」とは、おそらく大村事件をめぐる山口藩の独断的ともいえる措置をも念頭に置いての所見とみられるが、いずれにせよ長州を批判する言動を慎む意向であることが示されている。

このように、「御引立ニテ御陰を以稍々両眼を開キ不斗も天下之御大事ニ関係仕候様相成御高恩⁽²⁶⁾」のある大久保に対して示された海江田の見解には、大村事件に冷静に対応しようとする姿勢とともに、薩長間の協調を重視する意向が読み取れる。書簡が、いわゆる粟田口止刑事件の直前に認められたことを考えると、守旧的な攘夷論者、海江田が大村事件に強硬な態度で臨み、同時に同事件の背景に薩長間の軋轢があつたとする従来の見方は修正されねばならないのではなからうか。

それでは何故粟田口止刑事件が引き起こされたのであろうか。これまでの研究の多くは事件の背景を海江田の思想や京都支台の特異性、さらには薩長間の対立に求めてきたが、本稿では外務省と弾正台とのやりとりを端的にみられたように、行政監察が本来もつ性質から事件の発生と展開とを捉えてみたい。そこで、改めて同事件の推移を『公文録』『粟田口止刑始末』をはじめ関係資料から再検討し、止刑事件のもつ意義について以下見直すことにしたい。

(1) 『公文録』『巡察規則』には、「二官六省二院并府藩県諸司諸寮其施設ノ可否得失ヲ察シ其官司ノ勉勵怠惰ヲ視スル審詳ナルヲ要ス」、あるいは「官司枉判アレハ所由ヲ退テ糾正ス又官人本司ニ於テ政ヲ行フニ怠慢シ欠アラハ之ヲ糾劾ス」などとみえる。

(2) 『公文録』『弾例目』では、「奏弾ハ天子ニ奏シテ弾スルナリ台ノ重事タリ太政官ニ達シ弾スルノ謂ニ非ラス」と規定されている。

(3) 明治二年十月十八日付「外務省上申」には、「弾正台役々巡見トシテ当省へ差越候節坐席ノ儀ハ其時宜ニ寄如何様トモ不都合無之様取設可申」といった子細な配慮をみせた。同年七月十日付達により、「諸省待詔院集議院東京府等時々大少ノ忠大少巡察等巡察可致事」とされたことへの対応であろう。刑部省にあつては、それより早くに「刑法大獄有之候節弾正台立会可致事」との達に従い、「大獄」の範囲につき弁官に照会している（『法規分類大全』官職門五）。

(4) (5) 『公文録』外務省、明治二年十二月伺。

- (6) 『公文録』外務省、明治二年十二月二十四日付伺。そこには「當省於テ外国人応接之節彈正台役員可立会旨云々掛合有之候ニ付兼テ相伺置候処、今以御沙汰無之右ハ至急御沙汰御座候様仕度此段相伺候也」とみえる。
- (7) これ以降も彈正台は外務省の行政事務に関与したものとみられる。明治三年三月付伺「過日英公使へ面会仕候節彼ノ所見ヲモ承リ我ノ所存ヲモ申述、両情相通シ益ヲ得ル事不少儀ト奉存候。就テハ仏米普等始御和親ノ国柄各々所見ニ異同モ可有之候へ共、何卒右各国ノ公使ヲモ過日ノ例ヲ以テ面談仕度、左候ハハ彼我ノ情モ益相通シ其益タル愈大ナルヘキ儀ニ可有之候……(中略)……右ノ趣御聞濟相成候様仕度」は、外務省、集議院、彈正台の連名によるものであり、太政官は事前の通告と各公使の別会を条件に伺の通り指令した(『公文録』)。
- (8) 明治二年九月八日制定の弾例には、すでにふれたように「刑部省死囚ヲ決セハ断按ヲ台ニ移ス可シ若冤枉灼然タルアラハ決ヲ停メテ奏聞ス又死罪既ニ奏報スト雖トモ猶冤枉ヲ訴シテ事可疑アラハ推覆シテ以状奏聞ス可シ」との規定がある。この規定に従えば、本来刑部省は大村事件の容疑者を梟首と決した段階で断案を彈正台に移送せねばならないことになる。本文で述べたように、刑部省は十二月三日に太政官に断刑伺を提出しているから、それ以前にかかる措置がとられるべきであった。しかし、板垣前掲論文が『嵯峨実愛日記』をもとに指摘するように、刑部省は弾例に従う意思は希薄であった。弾例に対する刑部省の伺に接してもなお、太政官が明確な裁断を下すことなく、時日が無為に経過したことに根本的な問題があろう。
- (9) 事件の推移については、「死刑の差止め——大村益次郎暗殺事件——」、『法窓秘聞』(尾去竹猛全集、第十二巻)及び「大村益次郎襲撃事件——処刑に対する派閥対立の投影——」、『日本政治裁判史録』明治・前に詳しい。
- (10) 「大村兵部大輔殿旅宿へ乱入ノ徒御仕置伺書」では、その罪状につき「憂国ノ至情及切迫候ヨリ」でた犯行と認定した上、大村が「朝廷御登庸ノ重職」である点を重視し、「不憚朝憲致方ニテ其罪已ニ不輕候」と断定した。なお京都府による取り調べを通じ、団伸二郎以下の口書六冊が作成され、「死人疵人等彈正台ヨリ場所檢使始末書」や「宮和田進懐中罷在候罪状書」、「山口藩届書写」共々添付された(『公文録』「粟田口止刑始末」一)。
- (11) 団も「大村兵部大輔殿ハ年来西洋学ニ沈ミ終ニハ皇国ノ皇国タル所以ヲ不知万事外国ニ模擬シ彼風ヲ慕フノ余リ身ニ洋服ヲ著シ邪教ヲ主張シ皇国固有ノ道ヲ廢シ世教ヲ彼同様ニセンコトヲ企マタ皇国ノ第一タル刀劍ヲ廢スルノ説ヲ唱フル等」と同様の供述を行っている(同右『公文録』)。
- (12) 神代の扱いをめぐっては政府内でも慎重な検討が加えられた。前掲『公文録』には、「神代直人儀ハ及屠腹候ニ

付大村ノ事件糾ノ上於山口藩斬罪致シ候旨申出候付京都府ヨリ右糾問ノ始末書差出候様山口藩へ相違候処、未ダ始末書不差出付罪状揭示ノ儀相成兼候付、伊丹大判事参内、岩倉殿大久保、副島、広沢参議列坐ノ処へ右ノ始末申出候処、神代一人相残候テハ行方不相分哉ノ説相立候テハ不宜付、一所ニ処刑ノ旨被申聞併沢ニハ如何哉ト被尋候間、律ニテハ罪状揭示ハ山口藩ヨリ始末書不差出テハ難行届旨申答候。雖然同類ノ者モ神代ノ儀及白状候儀確証ニモ有之候間右ノ廉ヲ以テ此度処置致シ候様一統申サレ候故、右ヲ確証ト致シ未タ始末書不差出共伸二郎始一所ニ罪状揭示臬首ノ旨京都府へ指図ニオヨブ時ハ十二月七日也」とみえる。すでにふれたように、政府の手配犯を独断的に死罪とした山口藩の措置自体が問題であつたが、同藩が神代の始末書すら提出しないのは律条にも反すると刑部省は判断してゐた。だが、岩倉ら政府首脳は一致して処刑の一括をめざし、政治的判断を下したのである。

(13) 『木戸孝允文書』第三、明治二年十二月三日付榎村正直宛木戸書簡には、「神代ノ一条も甚残念千万之次第に而天下億方之眼に対し被所嚴刑候得は益朝廷御威光も相立御国之旨趣も貫通いたし重疊之事に御座候」とみえる。同藩関係者の間でも、同藩の処置が是認されていないことがわかる。

(14) 『岩倉具視関係文書』第四、岩倉宛嵯峨実愛書簡。なお同書簡の日付は明治二年二月二十二日とされているが、この日付の時点では未だ大村事件は発生していないため、日付は誤記と推定される。

(15) 『大久保利通日記』下巻、七十一頁以下。たとえば、同月十四日条には、「御前評議有之横井暗殺之者断刑之コト御評議有」とあり、同じく同月二十日条には、「朝横井一条御評議有之」などとみえる。

(16) 審理にあつた刑部省判事は、松本暢、青木信寅、伊丹重賢、沢簡徳、国内重俊、鳥井重雄、塩坪恭信らであるが、一人の容疑者につきおよそ七名の判事が各々担当し、量刑が示された(『公文録』)。

(17) 神代に対する山口藩の措置に対して、岡内、伊丹、松本、青木、沢、鳥井、塩坪ら刑部省判事は、「何レ行違ノ廉モ可有之且糾問ノ書面モ不相廻候」とその処断を問題視している(『公文録』)。

(18) 『公文録』刑部省、明治二年十二月三日付断刑伺。

(19) 刑部省の指示に対し、同年十二月七日付で山田京都府権少参事は同月二十日に刑を執行する旨の請書を提出したが、京都府が留守官に対して関係書類を添付の上行刑につき届出たのは執行の前日、十九日のことであつた(『公文録』)。

(20) 『岩倉具視関係文書』第四、明治二年十月十七日付岩倉宛宇田淵書簡から留守官を取り巻く事情やその置かれた

立場を知ることができる。府下における草莽層の動向や「行啓」に対する賛否などが記されている。松田や榎村など京都府の対応を高く評価する一方、彈正台（京都支台）については「行啓之事彈正台よりは御延引に相成候様強て申出候へ共長官公断然御不承知にて、臣等に於ても至極難有奉存候。尤も府并兵部省も御延引は不宜と申論にて」とあるように、異なる政治的立場をとっていた。むしろどちらかといえば、京都府の立場に近かったとみるべきであろう。したがって、京都府が留守官に対して刑の執行に関する通告を強いて遅らせる政治的理由はなかったと推測される。京都支台への連絡が遅れた背景に支台の政治姿勢をことさらに考慮すべきではなく、むしろ刑部省の指示から執行までの日数が十分でなく準備に手間取ったとする府側の主張こそそのまま受け入れうる性格のものではなからうか。

(21) 粟田口止刑事件発生の当日、京都府は弁官に対し刑の執行停止に伴う措置を申進し、「彈正台ヨリ差図有之候付刑人共府内へ引戻シ評議ノ次第有之、今日ノ処ハ行刑罪候差延シ候」と説明している。それによると、「今二十日芻首或ハ梟首ノ儀一昨十八日便ヲ以テ奏聞書御官へ差進」とあるから、京都府から太政官に対する処刑に関する奏聞の手続きも執行日二日前であったことがわかる。実際、刑の執行に向けて府の諸手続きは切羽詰まっていたとみられる（『公文録』）。

(22) 前掲「死刑の差止め——大村益次郎暗殺事件——」『法窓秘聞』、「大村益次郎襲撃事件——処刑に対する派閥対立の投影——」『日本政治裁判史録』明治・前。

(23) 『大久保利通関係文書』二、二二二頁—二二三頁。

(24) ～(26) 同右書、二二三頁—二二五頁。

四、止刑事件の処理過程と行政監察

太政官は処刑の引き延ばしを認めず、京都府に対し速やかに処刑すべき旨を達した。刑の執行停止後、京都府から太政官に、そして彈正台京都支台から留守官にそれぞれ何が提出されていたが、太政官は刑の執行を優先する方針をとり、十二月二十九日に刑は滞りなく執行されたのである。廟堂では長州への配慮から処刑の断行が急

がれたのであろうか。

長州との融和に腐心する大久保も事態の收拾に乗り出した。『大久保利通日記』によれば、同月二十五日の条に、「海江田子相招大村之罪人御処置ニ付彈正台ヨリ引留候儀有之段々説得いたし候⁽²⁾」とみえ、翌二十六日には京都支台の門脇大忠と接触していることが知られる⁽³⁾。会谈の詳細な内容はわからないが、同二十七日条には、「海江田子入来大村罪人一条示談之義迎も承伏難致旨決答有之⁽⁴⁾」とあることから、海江田が政府の意向に承服しなかったことは確かであろう。京都支台が留守官に伺出たのは同日のことであり、支台は弾例を根拠に刑の執行猶予を申し入れるとともに、立ち会いを拒絶した⁽⁵⁾。

だが、翌日の大久保の日記には、「大村罪人兎角断然処置之外無之……(中略)……参朝いたし彌明日御処置之筋御決シ府へ御達之運相成候。彈台之処置六ヶ敷候得共海江田門脇へ懇々説得し漸クニ立合等いたし候事ニ決答有之⁽⁶⁾」とみえるから、処刑断行に対する政府の断固たる姿勢と大久保の説諭により、翌二十九日ようやく刑の執行にこぎつけたことがわかる⁽⁷⁾。政府は大村事件の処理と彈正台京都支台による止刑事件とを分離して対応する方針にでた。

政府は止刑事件を処理するべく、同年末から翌年三月にかけて京都府及び彈正台京都支台の關係者を東京に召集し、彈正台東京本台において審理が進められた。彈正台では、九条彈正尹、池田彈正大弼の出席を得て、吉井彈正少弼、安岡大忠、山田少忠らによる關係者への尋問が行われた。まず刑の執行にあたった京都府の事件への対応を糾弾するため、松田大参事への尋問がなされた。京都府はこれに先立ち、弁官に対して「応接書」により一連の手続きを報告していたが、彈正台は一応当初よりの経緯を究明しようとした⁽⁸⁾。

尋問に対して、松田は一貫して彈正台京都支台による刑の執行停止の要請が「本台ヨリ掛合無之ニ付順序不相整」からではなく、それが「天裁ニ議論有之」との理由をもってやむなく受け入れたと主張している。だが、京

都支台の措置に対しては、「右刑人鞠獄ノ節ニ始終台ヨリ立会罷在、当日モ早朝ヨリ後藤少巡察等処刑申渡シノ立会トシテ府ニ出頭且ツ刑場ニマテ共ニ相臨ミ在其日其場ニ至リ天裁ニ議論有之ナトノ儀甚不得其意次第」として、支台の方針が急遽轉換し唐突な申し入れとなった点を批判している⁽⁹⁾。

彈正台は京都府が安易に京都支台による刑の執行停止の要請を受け入れたとして、執拗に府が支台にその事由を詰問しなかつた理由を追及した⁽¹⁰⁾。これに対し、松田は「元來台ハ乍恐上主上ヨリ下府下ニ至ルマテ非違ヲ彈スルノ職ニシテ且御留守ノ耳目トシテ京師ニ被立置候儀ニ可有之」とし、「天裁ニ議論有之トノ事ニ候処、天裁ノ可否ハ府ニ於テハ論スヘキ職ニ無之」との立場を表明した⁽¹¹⁾。彈正台はなおも、「台ノ論ニ随フ時ハ府ニテ違勅ノ場合ニモ可相成」と迫つたが、これは彈正台自ら弾例を無視した見解と言わねばならないであろう。なぜなら、第二章でも論じたように、弾例には「死罪既ニ奏報スト雖トモ尚冤枉ヲ訴シテ事可疑アラハ推覆シテ以状奏聞ス可シ⁽¹²⁾」と規定されているからにほかならない。「台ニ於テハ重キ天裁スラ差留候」との理解に立ち、「台ト府トノ職掌ヲ推考」した松田の主張こそ正當と言うべきであろう。

もつとも京都府の対応に問題がなかつたわけではない。松田自身認めているように、「恐入候廉ハ第一ニハ留守官ヘ伺ヲ不遂儀、第二ニハ彈台ノ差留トハ乍申府中ニ於テ右等ノ事件出来候ニ付テハ府下ノ人心ヲ失フモ亦不⁽¹³⁾少」という二点⁽¹³⁾があげられる。確かに、「天裁ニ議論有之」との彈正台京都支台の申し入れについては、たとえ府がそれに容喙する権限がなく弾例にかかる彈正台の権限が規定されていたとしても、刑の執行は天裁を経ての指令であるからひとまず取扱いを留守官に伺出るのが筋であろう。さらに糾問の際、松田が願ひ出たように、彈正台より申達のあつた場合はあらゆる事柄についてその趣旨を質すべきなのか、その取扱いについての規則があつてしかるべきではないかとの問題提起がなされている⁽¹⁴⁾。これに対し、彈正台は「今此場ニテ可願筋ニハ無之候」と退けたが、つまるところこの問題は彈正台による行政監察の及ぶ範圍と密接に関連していると言わねばな

らないであらう。

一方、止刑事件に対する弾正台京都支台の立場であるが、門脇大忠により明治三年一月二十八日付で弾正台東京本台に提出された「言上書」には「此度ノ事件其原刑部省断案当台へ移シ不申又政府ヨリモ相廻リ不申趣、山田少忠ヨリ承愕然仕候事ニ御坐候。抑弾例ノ儀ハ天裁御決定ノ上官省府県御布告ニ相成居候処……(中略)……断刑順序不相調儀等有之候テハ重キ天裁乍恐疑惑ノ基トモ相成候儀等ヨリ彼は時機形勢過慮ニ涉、終ニ当日ノ次第ニ及候儀全朝憲ノ汚隆深杞憂仕候処ニ候テ、下官一分ニ於テハ只管天裁御猶予奉願候廉ヲ以何分ノ敵譴ヲ蒙トモ不可辞ノ覚悟ニ罷在¹⁵⁾」とみえている。京都府の場合と異なり、京都支台は「断刑順序不相調儀」、すなわち刑部省が断案を弾正台に移送せず、その結果手続きに齟齬を生じ、弾例に基づく弾正台の権限が適切に行使しえなかつたことを重視している。天裁を重くみたらこそ敢えて天裁猶予を願ひ出たというのが支台の言い分であらうが、「天裁ニ議論有之」が故に刑の執行を停止したとする京都府との間にはくいちがいが生じている¹⁶⁾。

京都府が疑問視する大巡察らの立会いの後に急遽支台が刑の執行停止を申し入れていた点については、同月二十日の糾問に対し門脇がその経緯を説明している。それによると、門脇は執行予定日前日の十二月十九日、足立少忠ともども京都府から死刑執行の申達を受けたが、その時点では大村事件の犯人らであるとは知らされず、翌二十日になって少巡察よりその旨を伝え聞いたとしている。まもなく出勤した海江田も加わり、事態への対応が協議された。答弁書には、処刑当日の支台内部でのやりとりの模様が次のように具体的に明らかにされている¹⁷⁾。

同人(海江田―筆者)モ当惑ノ様子、何分重キ天裁ノ儀唯今ト相成リ致方無之段申居候内、追々大少巡察罷出局中ノ僉議申出候ニハ、今日刑場立会ノ儀ハ私トモ主役ニ有之候処、元来大村事件当地ニテ出来致府ニ於テ度々鞠獄立会仕候儀ニ御坐候ヘハ、右決獄ノ上東京ニテ刑部省断案本台へ相廻り候上ハ本台異議有無一応ハ当方へ打合モ可有之、其上天裁御決議ノ上ハ其段為知可有之手順当然ノ儀ニ御坐候処、其儀無之出張立会仕候モ何業ノ主意タル儀不相分此俣立会仕候

儀ハ実以私トモ職掌不相互迷惑至極仕候由申出候ニ付、私トモ申候ハ其儀尤ノ次第此方ニテモ不審ニハ候ヘトモ本台ニ於テハ当方始終立会決獄承知ノ事ニ有之候ヘハ、別ニ掛合ニ不及トノ儀モ可有之哉。是等ノ手順ハ本台中内輪ノ事ニ候ヘハ是ヲ以重キ天裁御猶予奉願候儀ハ同意致シカタク其外大村氏身上ニ於テ横井ノ如キ奸状有之候歟、又ハ今日府ニ於テ申渡ノ節罪人不服ノケ条モ有之候哉。是等ノ儀ニ無之候テハ止刑難相成由申聞候処、一同申出候ニハ本台手順不相調ハ内輪ノ事ニ付唯今被申聞候情態ニモ可有之候ヘトモ是程ノ重罪一応ノ掛合モ無之儀ニハ決テ無之筈ニ仍テ疑惑仕候ニハ刑部省断刑本台ヘノ打合万一手落ニ相成リ居候事等ハ有之間敷ニ哉。若是等ノ儀ニ付本台差凶モ無之候ニ立会仕候テハ私トモ本台ヘ対シ決テ職分不相互、其上弾例ノ御掟モ有之儀旁以此俟立合難仕由申出候ニ付如何ニモ刑部省断案本台ヘ打合有無ノ儀ハ私トモ難弁其儀有無ニ不拘是非立会可致様申談候テモ一同不折合兎ニ角断案手落等ノ儀有之候テハ重大ノ行刑疑惑ノ基ト相成リ重キ天裁ノ儀却テ御体裁ニ関リ候儀モ可有之……

門協の申立てでは、京都支台の上層部は本台より連絡がないのは「内輪ノ事」とし、それによって天裁の猶予を願い出るべきではないとの立場をとったが、実際に立会いに臨む大巡察や少巡察らの間から、刑部省が断案を本台に移送せず、さらに本台が支台と予め打ち合わせないのは、断案に手落ちがあつた場合行刑上重大な疑惑を生じるおそれがあるとの異論が出された。少なくとも答弁書をみる限り、支台は終始弾例を重視し、天裁の重みを考慮する態度を示した。京都支台が直前になって刑の執行停止を申し入れた背景には、こうした支台内部での議論が存在したことが強調されている。⁽¹⁸⁾

止刑の動機については、本台との間の手続き上の問題と同時に、断刑についても京地の不穏な情勢や横井事件との比較考量が指摘されている。⁽¹⁹⁾だが、大村事件の罪人に対する助命をめぐることは、支台全体を通じてそうした意向はなく「重刑至当」であるとの見解が表明されている。糾問に対する応答からは、被害者の生前の行状が考慮されているとみられるが、支台としてはそれを止刑の理由には挙げていない。あくまで刑の執行及び立会いに

ついでの手続き上の齟齬をめぐる支台内部の困惑が全面に提示されている。

海江田は本台の尋問に対して、「止刑御猶予願奉り候儀ハ全ク本台ヨリ御通シモ是ナク本台へ刑部省ヨリ断案ヲ移シ候ヤラ政府ヨリ御達シ御坐候ヤラ本台ノ御評議如何ノ事ニ御坐候哉何分不審ノ次第御坐候。出張先ノ見切ヲ以容易ナラサル重事件ヲ相決シ候モノニナクイツク迄モ兼テ定置レ候御法則ヲ踏マセラレ次第順序ヲ以テ御発表是ナク候テハ軽々敷出張先ニ於テ御受任候儀ハ出来カタク道理ニテ止ムヲ得サル事」との意見を述べ、終始「天裁ノ彈例ヲ重ンスル儀」を強調して⁽²⁰⁾。海江田は事件の処理が彈例に則らず、官司間の連絡手続きを欠いたことに力点を置いており、この点門脇とはいささか異なる見解と受けとられた。

本来「執法守律」を主たる職掌とし行政監察にあたる彈正台は、当然この種の事件をめぐる関係官省の糾弾に及ぶことになるが、同事件においては彈正台それ自体が糾察の対象となつてることが問題であつた。刑部省の断案が彈正台本台に移送され覆審されたのか、そして本台から支台に対して死刑執行につき何故事前に連絡がなかつたのか、といった疑問が呈されているにもかかわらず、一方の本台が止刑事件の糾問にあたつてゐることも、海江田に対する糾問の中でも、「本台ノ掛合無之ニ付天裁ヲ引戻シ候彈例ハ決テ無之候」との指摘がなされたが、海江田は「御ムリト申モノニテ前後御通達無之儀ト存申候」と切り返した⁽²¹⁾。そして、「朝威ヲ輝サンカ為メ御猶予ヲ奉願候儀ニ御坐候へハ条理ヲ曲テ誤リ恐入ルト申儀ハ更ニ無御坐候」と強い態度を示すとともに、終始「順序条理ヲ踏マサレハ尤死物ニシテ執法守律ニ非ス」との見解を表明した⁽²²⁾。したがって、問われるべきは刑部省や本台の手続きであつて、出張台たる支台の措置のみに問題を矮小化すべきではないというのが海江田の真意であつた。

一方、彈正台本台は支台が止刑を申し入れたこと自体に非を求めた。明治三年一月二十三日付「海江田大忠口書」⁽²³⁾によれば、本台は「種々被申立候へトモ彈例ニ違ヒ重キ天裁ヲ経候行刑ヲ差留テハ法律体裁トモ不相立、依

テ朝權ヲ落シ候様為相成候段如何ニモ相済サル儀ナリ」と明確な判断を示して海江田を詰問した。これに対し海江田は、「一偏ヲ以テ御糺御坐候テハ眼目ヲ失候儀ニ付イツ迄モ屈伏不仕候ナリ。是等ハ却テ朝廷ヲ重シ候故ノ儀ト心得候。縦令一旦朝權ヲ落シ候様ニハ候ヘトモ、夫ハ申サハ些微ノ事ナリ。暫時御猶予ヲ相願候テ能条理ヲ履候テ執計ヒ候コソ朝廷ノ御為ト奉存候。改テ理ニ遵候御処置ニ相成候ハハ朝權ヲ落候廉ニハ相成申間敷ト奉存候」と異議を唱えた。

これに対し、刑部省はかねてより彈例そのものに疑義を差し挟んでいた。同年二月の刑部省伺によると、同省は彈例を「事実難相守御取消ニ相成更ニ御評議被仰付度段、昨年九月伺出其通相心得候様御下知有之⁽²⁴⁾」との認識を示し、取消の布告が出されたか否かを伺出ている。これを受けて彈例の取扱いがその取り調べ中、彈正台本台及び出張台の間において、如何になされているかが重ねて質されている。

ところが、太政官は刑部省より疑義が出されていることを彈正台に伝えているものの、彈例の取り調べ中彈例を停止することを布告していなかった。この点をめぐって、同月二十七日付で右大臣、大納言、參議連名でその手落ちを認めている⁽²⁵⁾。さらに二十九日付で、彈例の取扱いを専任された広沢、副島の両參議が進退伺いを提出するに及んでいる⁽²⁶⁾。

刑部省は彈例により死罪についての断案の送付や立会いが求められたことから、行政監察に伴う事務の煩雜さを嫌ったものとみられる。しかし、彈正台の側では、彈例に規定された行政監察の諸権限は重大なものとして受けとめられたから、刑部省の申し出を「不都合」として拒絶した⁽²⁷⁾。同月二十八日の彈正台の上申には、「御取消ノ御沙汰無之中ハ是迄ノ彈例相守候心得ニ付、右次第素ヨリ出張台ヘモ不申通候。然ル上ハ刑部省ヨリ死刑断案等規則通り相廻不申時ハ打返シ及不審置キ追テ政府ヘ伺定可申処、御調中ニ付不及其儀候段ハ重疊届兼候次第ニ付此段申上候⁽²⁸⁾」とみえる。

太政官は弾例の停止を布告していなかったわけであるから、弾正台が従来通り弾例に準拠したのは当然であろう。刑部省の側も、止刑事件の時点では太政官の弾例に対する取扱いを確認していなかったことになろう。二月の刑部省伺に「御評決迄ハ旧弾例ニ随ヒ候心得ニ候⁽²⁹⁾」とあり、一方弾正台の上申に「刑部省ヨリ死刑断案等規則通り相廻不申時ハ打返シ及不審置キ追テ政府へ伺定可申」とされていることから、刑部省自身が弾例取消の評決以前においては弾例を遵守すべきことを認識しながら、大村事件については死刑の断案を弾正台に送付しなかったことがうかがわれる。刑部省による断案送付が処刑に向けての出発点であることを考えれば、刑部省の手続き上の瑕疵や行政責任が問われてしかるべきであろう。ところが、結局のところ刑部省の責任は不問に付されているのである。

止刑事件の処分が弾正台のみならず、刑部省に委任されているところにその原因の一端が認められる。結果として、太政官（広沢、副島両参議）、弾正台、京都府の責任が問われることになった。⁽³⁰⁾ 清律、大宝律、仮刑律に従い、太政官は三月末、「公罪過誤」等を勘案して関係者を謹慎とした。注目されるのは、京都府知事が謹慎十日、松田大参事、榎村権参事が二十日とされたのに対し、京都支台の海江田、門脇らは謹慎五十日とされたことである。太政官が弾正台の断案を重視したことから、京都支台の責任がそれだけ重く受けとめられたものとみられる。行政監察を受けて、京都支台の指示に従った京都府関係者が処分されたのに対し、弾例を無視した刑部省の責任が問われていないのは、公平を欠くだけでなく、事実上行政監察の重要性が軽視されたことの表れとみるべきであろう。

いずれにせよ、弾正台本台と京都支台の間に意思の疎通を欠いたとしても、まずもって死刑の断案を送付すべき刑部省に手続き上瑕疵のあったことが事態を拡大する大きな要因であったことはまちがいない。すなわち、事件の背景には、京都支台の特異性や藩閥間の対立があったというよりも、当時行政監察に対する正しい認識が欠

如していたことが何よりも指摘されねばならないであろう。

- (1) 前掲「大村益次郎襲撃事件——処刑に対する派閥対立の投影——」『日本政治裁判史録』明治・前、一一六頁。
- (2) (3) 『大久保利通日記』下巻、七九頁。
- (4) 前日来、大久保は政府内の融和に配慮して海江田への説論を行ったものとみられるが、説得工作は難航した(同右書、八〇頁)。
- (5) その後、翌年正月二十七日に行われた弾正台本台による勘問に対し、後藤少巡察は「十二月十九日午後出台ノ処、明二十日於粟田口断刑人有之ニ付大少巡察ノ内壹人巡察属貳人為立会致出張候様被仰渡候趣ノ処、大巡察ノ方ハ月追御用多ニ付少巡察ニテ出張仕候様被申聞、当日朝六ツ時山田巡察属三浦巡察属一同京都府へ罷出、今日ノ刑名書并断案承知イタシ度段及掛合候処、断案ノ儀ハ説渡シノ上相廻シ可申刑名書ハ昨日御台へ置候へトモ任乞差出候趣ニ付、則写取台中同僚迄相廻申候」、また「夫ヨリ刑場蹴上ケへ出張弾正台扣所ニ罷在候処、台ヨリ小笠原巡察属早馬ニテ馳来今日ノ死刑ハ暫ク刀ヲ下シ候儀可被見合候様京都府へ可申談旨申来候付、其段小笠原一同京都府山田権少参事谷口権少参事へ及応接候処答ニ私共儀モ出張先ノ儀ナレハ府ヨリ差凶無之候テハ見合可申儀難出来段申聞候ニ付、私共答テ尤弾台ヨリ御府ノ方へ懸合ニ相成居候間、暫時刀ヲ下シ候儀御見合相成度猶申談候致承知候ニ付小笠原属直様引取其段台へ申上候儀ニ御坐候。暫程過候テモ府ヨリモ何等ノ沙汰無之御台ヨリノ御沙汰無之時刻相延夜ニ入候ハハ不都合モ可有之付、壹人御台へ罷届委細御様子相伺候様右参事ヨリ申談有之付、私儀御台へ罷届相伺候処最早府ノ方ヨリ差凶モ可有之トノ儀ニ付又々蹴上ケへ馳行参事へ面会其段申述候処、唯今府ヨリノ差凶モ有之候間今日ノ断刑見合ニ相成悉召連帰リ候旨ニテ引取候間一同引取申候」と答弁している(『公文録』粟田口止刑始末、三「四、後藤少巡察、山田巡察属、三浦巡察属勘問口書」。京都支台は公式には粟田口での処刑への立会いを拒絶する態度を表明しているが、実際には後藤少巡察らが当日立会いに出向いた事実を確認することができる。関係者の証言から、処刑当日、京都支台内部で大忠ら幹部と巡察らとの間に見解が分かれ、紛糾したというのが実態であろう。
- (6) 『大久保利通日記』下巻、八〇頁。処刑断行という政府の決定を受けて、京都支台もようやくこれに従う姿勢をみせることになる。
- (7) 太政官は京都支台のとった処刑「差留」の措置を「以ノ外」と批判した(前掲『日本政治裁判史録』)。

- (8) 『公文録』粟田口止刑始末、二「正月十八日彈正台彈亂大略」によれば、京都府としては、京都支台の止刑申し入れに対し、「一旦天裁ノ下リ候儀ヲ延引致スト申儀ハ実ニ万々恐懼ノ至リニ候ヘトモ無是非次第最早此上ハ何ヲ遂ケ候ヨリ外ハ無御坐ト存シ、行刑其日ヲ延引ノ儀承諾致シ候」との姿勢を示した。
- (9) 京都府は、もう一方の理由として、「本台ヨリノ条理順序不相整トノ儀」を挙げて、「府ニ於テハ何トモ迷惑至極ノ儀ニテ甚以テ不服千万ニ御坐候」との態度をとった(『公文録』粟田口止刑始末、二)。
- (10) 彈正台本台は、「天裁ニ議論有之ト申候節、右議論ノ旨趣何故被相尋不申哉」と府の対応を質し、「今日府ニハ不申旨旨海江田大忠申候」との府側の返答を不満として「二応」「三応」の詰問があつてしかるべきとの態度に出た(同右書)。
- (11) 京都府は「今般ノ刑ハ府ニ於テ強枉ノ処置アリトカ又ハ刑人ニ冤罪アリトカノ儀ニ候ヘハ幾応モ論究シ明白ニ相分り候迄ハ決シテ府ニ於テ承諾ハ致シ不申候」として、事案が府の判断を越えるものであることを強調した(同右書)。
- (12) 『公文録』己巳「彈台職制雜則」、「彈例」第四条。
- (13) 松田は府が比較的安易に支台の申し入れを受け入れたことを、「糺問ヲ蒙リ候上ニテハ不行届ノ儀ハ万々有之始テ悔悟仕候」としながらも、「台と府トノ職掌ヲ比較致シ遂ニ台ノ職ヲ重ンシ候処ヨリ前条ノ不行届ニ立至リ候儀ニ付其事情ハ異々モ御推察被下度」と彈正台本台の配慮を求めた(『公文録』粟田口止刑始末、二)。
- (14) 『公文録』粟田口止刑始末、二「正月十八日彈正台彈亂大略」における府側の申し立てとして、「都テ台ノ職掌ハ筒様々々ノ物ニ付府ニ於テハ筒様ニ取扱可申ト申処ノ規則改テ判然ト被立置不被下テハ後ノ府ニ任スル者規則ノ明ナラサルニ取迷矢張り職掌固守ニ失シ得罪ノ者又々出来可申」と願ひ出ているが、これはつまりとところ彈正台による行政監察の及ぶ範囲を法定すべしとする考え方であり、彈例の細則を規定せよとの行政実務上からの要請とみるべきであらう。
- (15) 『公文録』粟田口止刑始末、二「七、言上書、門脇彈正大忠」。
- (16) 止刑直後に京都府と京都支台の間でいかなるやりとりがあつたかは判然としないが、府側が主張するように「天裁ニ議論有之」ならともかく、手続き上の齟齬をもって直ちに処刑差し止めを申し入れたのは、彈例に照らしてみれば妥当な措置とはいえないであらう。既述のように、死罪について「奏報」後に推覆し「奏聞」するにしても、それ

- は「冤枉ヲ訴シテ事可疑」余地がある場合に限定されている（『公文録』「己己」『弾台職制雜則』、「彈例」第四条）。
- (17) 『公文録』粟田口止刑始末、二「八、正月二十日、御糺問ニ付御答扣」。門脇は処刑前日の段階では、京都府の立会いの要請に対して「大村氏乱妨ノ罪人断刑ニ付テハ断案ノ次第一応ハ本台ヨリ通達モ可有之筈ノ処、其儀無之候」との疑問を抱きつつも、「天裁御発表ノ上ハ刑部省断案本台へ相廻シ本台ニ於テ異議無之ニ付御決議ト相成リ候ニ可有之候」との認識を示している。ところが、翌日古賀大巡察が小巡察からの報告をもとに、大村事件の重大性に鑑み再考の余地ありとの提言がなされ、にわかに支台内部での議論が沸騰することになる。処刑予定時刻が切迫していたことが混乱にさらに輪をかけたと言うことができよう。
- (18) (19) 支台内部でのやりとりをめぐる、弾正台本台はその実相に迫るべく諸点につき尋問を加えている。門脇の答弁では、東京から京都在勤となつた経験を踏まえ、政府や本台が不穏な世情や京地の動静を考慮した可能性が指摘されたほか、支台内部に大村への偏見から罪人に対する助命を求める動きのなかつたことや、天裁猶予の重みについて十分認識していたことなどが披瀝されている（同右書）。
- (20) 『木戸孝九日記』第一からは、木戸ら長派が「君命に逆り其後廿六日（明治三年二月——筆者）の大暴動決して不可免の次第を認彌明夜義兵を揚る」（同書、三一九頁）事態となり、山口藩脱隊騒動への対応に終始している政情からみて、当時海江田の態度に過度の政治的色彩を想定することは必ずしも妥当とは言えない。
- (21) 『岩倉具視関係文書』第四、明治三年三月二日付大久保宛岩倉書簡にも、「長州変動実に意外之儀於当府中も一時は種々の風聞附而是議論不少彼是苦心候得共速に鎮定先々安心」などとみえ、また同書簡中には、「條公始百官何れも無事、今日迄は一向替り候事も無之候。先日は副島へ御書一見西京弾府止刑始末、長州隊卒混雜一件至る所大事出来御困り有之由扱々氣之毒令遠察候。止刑一件も此頃刑官に而取調中に候存外軽律哉の旨内々伝聞候」とあり、政治的軋轢の様相はみえないから、海江田の姿勢の背後に藩閥間対立を認めることは適當ではないであろう。
- (22) 『大久保利通関係文書』二、明治三年三月二十九日付大久保宛海江田書簡からは「謹慎可仕候付左様御含置可被下候」とあるほかは、何ら処分に対して批判的な言動を行っていないことがわかる。
- (23) 『公文録』粟田口止刑始末、一一。
- (24) 『公文録』粟田口止刑始末、三、二月付刑部省伺。
- (25) 同右書、二月二十七日付右大臣、大納言、参議上申。

- (26) 同右書、二月二十九日付弁官宛広沢参議、副島参議進退伺。
- (27) (28) 同右書、二月二十八日付彈正台上申。
- (29) 同右書、二月付刑部省伺。
- (30) 同右書、止刑処分。

五、結 び

明治二年設置の彈正台は、「彈例」により「官司枉判」や政事怠慢に対する糾察権を獲得し、太政官への官人に関する告訴は彈正台がこれを「按察」して奏聞ないしは刑部省に移送することとされた。そして「奏聞ハ太政官ヲ歴スシテ直ニ奏聞ス」との強力な権限が賦与され、まさに天皇の耳目として非違糾弾にあたったのである。また、巡察についてもその糾察権は「詔使ノ例ニ准ス」とされ、「奉勅糾彈專任ノ權」の行使にあたっては「時宜ニ依ヘキ事」と規定されるなど、広範な裁量権が認められ、全体として彈正台の行政監察権は実に強大であった。したがって、すでにみたように、外務省や刑部省など他の省庁から多大の疑義や異議が提起された。

こうしたなかで、大村益次郎殺害事件が発生し、さらに上述の如き止刑事件が引き起こされたのである。粟田口刑場において京都府による処刑を停止させた京都支台の措置をめぐっては、これまで当時京都支台を統括した海江田の守旧的かつ強硬な対応や薩長間の軋轢に起因するとみる見解が示されてきたが、関係史料、なかでも止刑事件直前に大久保と海江田との間に取り交わされた書簡からは、むしろ海江田の柔軟な態度を読み取ることができる。ここでは、海江田と生前、大村との不仲といった世間の風聞がもちだされ、これに対し海江田は実に冷静な判断力を示していることがわかる。そして、海江田は「御沙汰通薩長一体合力」の必要性を認め、大久保の

意向に賛意を表明するとともに、大村事件をめぐる独断専行した長州への批判を控える見解を示している。

とすれば、止刑事件に対する京都支台の対応には別途説明が必要となろう。止刑事件をめぐる後日の弾正台本台の取り調べに対し、支台関係者が明らかにした事件前日および当日の支台内部における動向からは、海江田ら支台の側に特段の政治的意図が働いたとするよりも、むしろ本台との間の手続き上の齟齬が大きかったことが知られるのである。そこで問題とすべきは、「弾例」評議中によりその効力が依然認められていることを知りながら、断案を弾正台本台に送付しなかった刑部省の対応であろう。

いずれにせよ、止刑事件の背景として、当時弾正台の行政監察について関係省庁間に正しい認識がなく、太政官もまた「弾例」の運用について適切な対応を欠いたことが指摘できるであろう。